

生徒会役員選挙規約

第1章 総 則

第1条 本規約は生徒会規約第31条に基づき、生徒会役員を選出するための選挙制を確立し、その選挙が適正に行われることを目的とする。

第2条 選挙権、被選挙権は全会員に与えられる。ただし停学者は選挙権、被選挙権を持たない。

第3条 生徒会役員である会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名は、選挙により選出される。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会（以下選管という）委員は各クラスより1名選出され、委員長はその中から互選する。

第5条 選管は次の業務を行う。

1. 選挙の公示
2. 立候補者の受付及び告示
3. 選挙運動の管理
4. 投票及び開票の管理
5. 当選者の確認及び告示
6. その他必要な業務

第6条 選管委員は、いっさいの選挙運動をしてはならない。選管委員が立候補する場合はその任を退かなければならぬ。

第7条 選挙に関する公示は、投票日の1ヶ月前までに行う。立候補者が定数に満たない場合は、立候補受付期間を延長する。延長期間は選管が定める。

第8条 締切日までに立候補者が定員に満たない場合、選管は1、2学年の各クラスに各1名の立候補者の選出を依頼できる。ただし、既に立候補者が出ているクラスについては選出しなくても良い。選出された候補者連は会合を持ち、立候補の意志の有無を再度確認し合った後、本選挙に臨むものとする。

第3章 選挙運動

第9条 選挙運動は、立候補届けの締め切りの次の日から投票日の前日までの期間内に行うことができる。

第10条 選挙ポスターの枚数及び形式は選管がこれを定める。

第11条 次の行為は選挙違反と見なし、選挙違反者はその選挙における選挙権を失い、当該候補者はその被選挙権を失う。

1. 買収行為
2. 校外での選挙活動
3. ポスターの破棄
4. その他選管の指示に従わない行為

第12条 立会演説会は選挙管理委員会が期日の2日前までに日時及び場所を掲示し、与えられた時間でこれを行う。

第4章 投票及び開票

第13条 投票及び開票の日程、場所、方法は選管がこれを定める。

第14条 選挙当日投票できない者は、選管に申し出て前日に限り投票することができる。

第15条 次の票は無効票とする。

1. 決められた投票方法ではないもの。
2. 決められた記入方法以外で記したもの。
3. その他選管が不当と認めたもの。

第5章 当選者

第16条 各候補の得票数の上位者より定員内の候補者を当選とする。定員は会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名である。

第17条 立候補者数がそれぞれ定数の時には、信任投票を行う。役員は有効投票の過半数をもって信任される。信任されない場合はその役職についてのみ再選挙を行う。

第18条 生徒会役員は各種委員会委員長、部活動部長を兼任しないことが望ましい。

第6章 補欠選挙

第19条 生徒会役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行う場合がある。その必要性の有無は選管と生徒会で協議する。

第7章 付則

第20条 本則以外の特別な場合は臨時の規定を設けることが出来る。

第21条 本則の改正は生徒会規約第6章の規定による。

第22条 本規約は昭和52年11月25日より施行される。

第23条 本規約は平成23年3月25日に改定し、施行される。

第24条 本規約は令和5年3月1日に改定し、現行のものとする。